

京信《機構買取型》住宅ローンの概要

(2019年10月1日現在)

商品名	京信《機構買取型》住宅ローン(通称;フラット35)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込時の年齢が70歳未満で、完済時の年齢が80歳以下の方 (親子リレー返済を利用される場合は70歳以上の方も、ご利用いただけます。) ・日本国籍の方または永住許可などを受けている外国人の方 ・安定した収入がある方 ・京都信用金庫の会員となれる方
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込ご本人の所有で、ご本人又はご親族がお住まいになるための住宅の建設資金または購入資金 ・申込ご本人の所有で、ご本人又はご親族がお住まいになるために借り入れた住宅ローンの借り換え資金 <p>* リフォーム資金等は対象となりません。 * セカンドハウスのご購入にもご利用いただけます。</p>
融資対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費または購入費が1億円以下の住宅 ・床面積が、一戸建住宅の場合で70㎡以上、共同住宅の場合で30㎡以上の住宅 ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める一定の基準を満たす住宅
ご融資金額	<p>100万円以上8,000万円以下(1万円単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 住宅建設費または購入費(住宅の省エネルギー性、耐震性等により、ご融資金額には上限があります。くわしくは窓口までお問い合わせ下さい。) * 借り換えの場合、次の①、②のいずれか低い金額となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①対象となる住宅ローンの残高及び適合証明検査費用の合計額、 ②担保評価額の200% <p>又、当初借り入れた住宅ローンの融資金額が8,000万円以下で、かつ住宅建設費または購入費の100%以内であることが条件となります。</p>
ご融資期間	<p>15年以上35年以内(1年単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> * ただし、借入申込時の年齢が60歳以上の場合は、償還期間の下限は10年となります。 * 借り換えの場合、35年ー「当初借り入れた住宅ローンの借入日からの経過期間」(1年未満切上げ)となります。
ご融資利率	<p>固定金利です。(融資手数料Aタイプ・Bタイプの選択により融資利率が異なります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 融資利率は、月初めにその月の融資利率を当金庫の窓口および独立行政法人住宅金融支援機構のホームページでご案内しています。 * お申込時の利率とご融資時の利率とは異なりますので、予めご了承ください。
ご返済方法	<p>元利均等毎月返済方式または元金均等毎月返済方式(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> * ご融資金額の40%の範囲内で、6ヵ月毎のボーナス併用の返済方法もご利用いただけます。 <p>(注) 元利均等返済とは、毎月決まった金額(元金+利息)をお支払いいただく方式で、元金均等返済とは、毎月決まった元金に利息を加えた金額をお支払いいただく方式です。</p>
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、独立行政法人住宅金融支援機構が契約する生命保険会社の団体信用生命保険に加入していただきます。 * ご加入者に万一のことがあった場合に、保険金により住宅ローン借入金残額がご返済されます。
保証人及び担保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人・保証(保証料)は必要ありません。 <p>ご融資の対象となる土地・建物に、独立行政法人住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。</p>
融資手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・Aタイプ 融資金額×2.20%(税込み)を融資実行時に頂戴いたします。 ・Bタイプ 融資金額に関わらず、55,000円(税込み)を融資実行時に頂戴いたします。

火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・建物に、長期火災保険契約を付けていただきます。 なお、敷地に抵当権が設定できない場合は、その火災保険請求権に独立行政法人住宅金融支援機構を質権者とする第一順位の質権を設定していただきます。
ご返済試算額	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭でお申し出いただければ、お客様のご返済額を試算いたします。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075-211-2111）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075-231-2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。 結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。